

●香川県告示第259号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

東かがわ市引田2661番地48 渡辺 清

東かがわ市引田2104番地2 西川 克己

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号引田区域

大型定置漁業、あじ、さば角網漁業及び小型定置漁業であって5に掲げる漁業以外の漁業（あじ、さば角網漁業を営む者が営むものに限る。）